

## 「広域連携の事例研究 vol.3」

中部大学客員教授

公益財団法人中部圏社会経済研究所客員研究員 山田 雅雄（第1章）

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 粕 弘太郎（第2章）

21世紀に入り、環境をはじめ社会、経済のすべてで深刻かつ複雑な問題が発生しており、それに対する社会のあり様が問われている。まずは地域や圏域といった単位で自立し、活性化することが求められており、そのためには従来にも増して地域・圏域間で交流し、連携することが重要である。

2012年度は、広域連携に関して地域の自立あるいは地域内連携という観点から沖縄県北大東村、木曾広域連合ならびに南信州広域連合・南信州定住自立圏を調査し、また地域間連携という観点から九州における県レベルの広域連合に向けての取り組みや市長会の九州府構想について調査した。

今回2013年度前半では、県レベルで唯一の関西広域連合、ならびに三遠南信の一角を占め現在検討が進められている東三河広域連合（仮称）構想について調査したので報告する。

### 第1章 関西広域連合

ヒアリング日：2013年7月22日（月）

ヒアリング場所：神戸市役所

先方：川野 理氏（神戸市企画調整局長）

藤原 啓氏（神戸市企画調整局企画調整部企画課大都市・広域連携担当課長）

ヒアリング日：2013年7月29日（月）

ヒアリング場所：関西広域連合事務局

先方：古川美信氏（本部事務局次長）（大阪府）

竹谷昭宏氏（本部事務局計画課副課長）（兵庫県）

西川 隆氏（本部事務局総務課課長補佐）（滋賀県）

小林 肇氏（本部事務局国出先機関対策プロジェクトチーム課長補佐）（滋賀県）

#### 1. 関西広域連合設立の経緯と趣旨

##### （1）設立の経緯

設立の経緯としては、2003年に関西経済6<sup>(注1)</sup>団体が共同で分権改革における関西のあり方に関する研究会（2003年7月～2005年1月）を設置したのが始まりである。のちに同研究会に関西の2府7<sup>(注2)</sup>県3市が参加することになり、学識経験者も参加

することとなった。このように当初は経済団体主導の活動であった。

その後、2005年4月には上記研究会の報告を受け、関西分権改革推進委員会（2005年4月～2006年6月）を2府7県3市と経済界で共同設置することとなり、関西の広域課題と関西広域連合の実現可能性が検討された。

広域課題への対応のためには関西広域連合の設

（注1）公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、一般社団法人関西経済同友会、関西経営者協会（2009年5月に関西経済連合会と統合）

（注2）福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市

置が有力な手段であるという上記委員会の報告を受け、2006年には関西分権改革推進協議会（2006年7月～2007年6月）が設置された。そして、この協議会を引き継ぎ、既存の広域連携組織<sup>(注3)</sup>を統合して関西広域機構（2007年7月～2011年9月）が発足した。同機構に設置された分権改革推進本部（2007年7月～2010年8月）では、広域連合の具体化に向けた検討・協議が実施され、2010年8月には広域連合設立に向け2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）の9月議会に上程する案の最終合意が得られた。

同年、2府5県の9月議会での議決を経て同年11月1日に設立許可の申請、同年12月1日総務大臣の許可を受け、関西広域連合が設立された。それは7年余という長い道のりであった。

## （2）設立の趣旨

関西広域連合設立案によれば、「関西は古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も

低下し続けている。こうした流れを断ち切るためには、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。以上のような観点から、自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として（中略）関西広域連合を設立する。」とある。

分権型社会の実現のために、中央集権体制と東京一極集中を是正し、関西全体の広域行政を担う責任主体づくりと国と地方の二重行政を解消するための国の地方支分部局事務の受け皿づくりを目指すものである。

## 2. 関西広域連合の概要

### （1）基本方針

関西広域連合の基本方針では、早期設立によって全団体参加への道筋を作るとともに、既存組織の活用により簡素で効率的な執行体制とし、住民生活に直結する早期に実施可能な事務から、順次、事務を拡大することとしている。さらに、広域連携のこれまでの取り組みを発展させるとともに、官民連携の蓄積を生かして成長する広域連合を目指すこととしている。

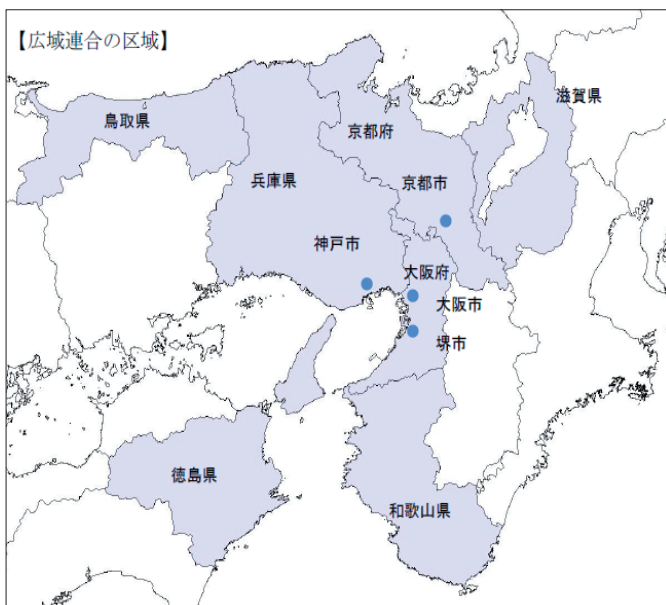
### （2）関西の将来像

目指すべき関西の将来像は、「世界に開かれた経済拠点、持続可能な社会、国内外からの観光と交流の促進、防災・減災のモデル、医療における安全・安心ネットワークの確立、アジアのハブ機能を有する関西」というものである。

### （3）構成団体

2010年12月の設立当初は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県で構成されていたが、指定都市の大阪市、堺市は2012年4月、さらに京都市、神戸市は同年8月に参加した（図表1-1）。

（図表1-1）関西広域連合の区域



（資料）関西広域連合 平成25年9月21日「次期関西広域連合広域計画中間案」より

（注3）関西広域連携協議会、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（事務局を統合）、関西国際広報センター、関西国際観光推進センター、歴史街道推進協議会（事務局を統合）、関西元気文化圏推進協議会（事務局を統合）、近畿開発促進協議会、関西分権改革推進協議会

このなかで一般的な感覚では関西とは言い難いのが徳島県、鳥取県である。両県の参加は、「関西には近畿ブロック知事会議があり、鳥取県と徳島県も参加しているため」という事情のようで、鳥取県は防災、観光・文化振興、医療の3分野に限った部分参加になっている。また、奈良県、福井県、三重県は広域連合には参加していないが、連携団体として「事務方」が会議にオブザーバー出席しているとのことである。

なお、指定都市の参加については、堺市が指定都市になったのを契機に、京都・大阪・神戸市の3都市に堺市を加えて指定都市連携の構想があったが、国の出先機関廃止による地方への権限移譲についての民主党政権の閣議決定などの動きに同調して関西広域連合に参加することとなり、指定都市独自の取り組みにはならなかった、ということである。

(4) 域内の概要

区域の概要は以下のとおりである。

- 人口は2,088万人で全国の16%を占める。(平成

22年国勢調査より)

- 面積は31,058km<sup>2</sup>で全国の8%を占める。(平成22年全国都道府県面積調より)
- 総生産額は77兆7,818億円で、人口と同じく全国の16%を占める。(平成22年度県民経済計算より)

(5) 組織・体制 (2013年9月末現在)

(図表1-2参照)

ア. 広域連合長

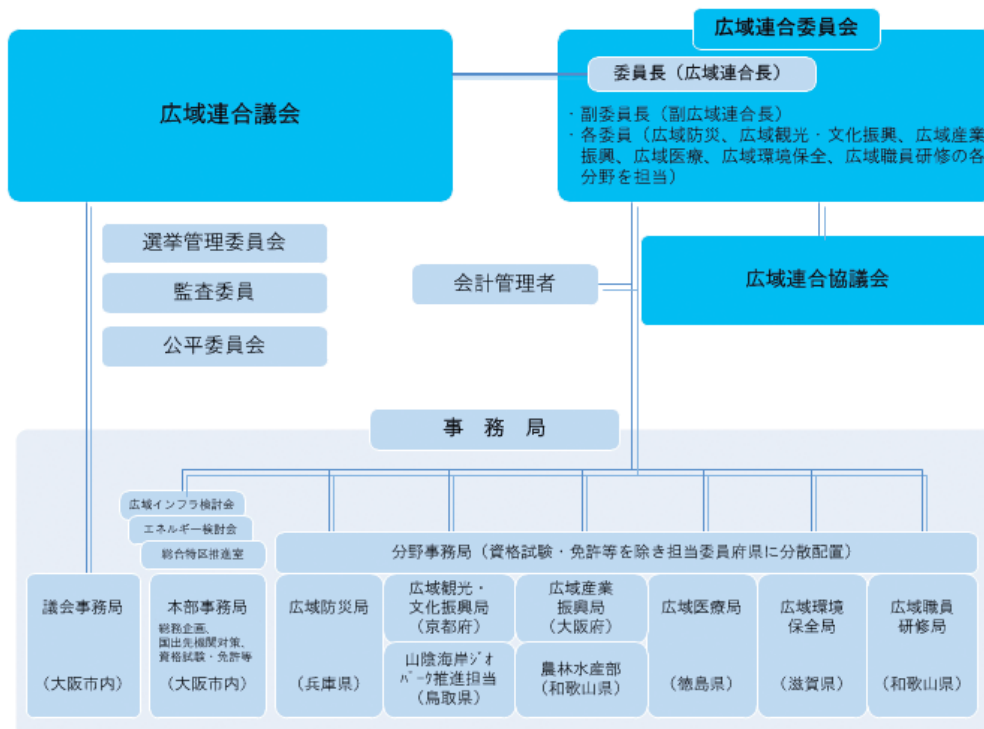
広域連合長は井戸敏三兵庫県知事、副広域連合長は仁坂吉伸和歌山県知事である。

イ. 広域連合委員会

多様な意見を的確に反映するとともに各分野の事務事業を迅速に推進するために、各府県知事が事務分野ごとに担当委員として執行責任を担う仕組みであり、関西広域連合独自の組織である。7つの事務の担当委員は以下のとおりである。

- ①広域防災：担当 兵庫県知事、副担当 神戸市長
- ②広域観光・文化振興：担当 京都府知事、副担当 京都市長

(図表1-2) 関西広域連合の組織図



(資料) 関西広域連合ホームページより

ただし山陰海岸ジオパーク推進：担当 鳥取県知事

③広域産業振興：担当 大阪府知事、副担当 大阪市長、堺市長

ただし広域農林水産：担当 和歌山県知事

④広域医療：担当 徳島県知事

⑤広域環境保全：担当 滋賀県知事

⑥広域職員研修：担当 和歌山県知事

⑦資格試験・免許等：担当 広域連合長

なお上記事務のうち①から⑤までが構成団体の所管を越える広域事務であり、⑥と⑦が構成団体間の共通事務である。

### ウ. 広域連合議会

広域連合議員は構成団体の議会の議員から選ばれ、定数は36名である。議員数は2013年9月末現在34名であるが、10月中には定数と同じ36名となる予定である。議事機関として条例の制定改廃、予算の議決などを行うもので、総務・産業環境・

防災医療の3常任委員会が置かれている。

### エ. 広域連合協議会

広域連合の規約に規定された「広域にわたる課題その他の必要な事項について幅広く意見を聴取する」ため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置されている。「広域連合の実施事業等のもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた将来像等について協議」を行う。構成員は56人（2013年9月末現在）で、2013年秋から4人加えて定数と同じ60人となる予定である。学識経験者や公募委員など多士済々で年2回、春と秋に全体会を開催している。2013年4月25日に開催された第4回協議会では、以下について意見交換がなされた。

- ・次期広域計画の策定
- ・地方分権改革の推進（国出先機関対策）
- ・各分野事務等関西広域連合の取り組み

(図表1-3) 関西広域連合の実施事務

分野	事務の内容
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西防災・減災プラン」の充実・発展</li> <li>・災害発生時の広域応援体制の強化（関西広域応援・受援実施要項の作成・運用）</li> <li>・関西広域応援訓練の実施</li> <li>・防災分野の人材育成・救援物資の備蓄等の検討・実施</li> <li>・感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整</li> <li>・広域防災に関する調査研究</li> </ul>
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進（目標達成に向けた事業推進）</li> <li>・海外観光プロモーションの実施</li> <li>・KANSAI観光大使の任命と活用</li> <li>・新発見KANSAI百景の選定・活用・観光案内表示ガイドラインの策定</li> <li>・山陰海岸ジオパーク活動の推進</li> <li>・通訳案内士の登録・育成等</li> <li>・関西全域の観光統計調査</li> </ul>
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西広域産業ビジョン2011」の戦略的推進</li> <li>・関西における産業クラスターの連携</li> <li>・国内外での合同プロモーションやビジネスマッチング</li> <li>・公設試験研究機関の連携推進</li> <li>・「関西ブランド」の確立・発信</li> <li>・新商品調達認定制度によるベンチャー支援の実施</li> <li>・高度産業人材の育成・確保</li> </ul>
広域医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西広域救急医療連携計画」の戦略的推進</li> <li>・広域的なドクターヘリの配置・運航</li> <li>・災害医療連携マニュアルの整備</li> <li>・災害時医療調整チームの整備促進</li> <li>・災害医療訓練の実施・救急医療人材の育成（ドクターヘリ搭乗医師・看護師養成プログラムの整備等）</li> </ul>
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関西広域環境保全計画」の戦略的推進</li> <li>・温室効果ガス削減のための広域取組</li> <li>・府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）</li> </ul>
資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付等</li> </ul>
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成能力研修の実施</li> <li>・構成団体主催研修への相互参加</li> <li>・WEBを活用した研修の検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる行政の推進に係る政策の企画及び調整</li> <li>・関西における広域的計画の総合調整</li> <li>・交通・物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画）の検討</li> <li>・行政委員会事務の共同化検</li> </ul>

(資料) 関西広域連合ホームページより

・関西広域連合の運営など

#### オ. 事務局

本部事務局（大阪市内）のほか、分野ごとに担当する府県に事務局を設置し、府県・市職員が職務を兼務している。

#### （6）事務と予算

実施事務については（図表1-3）のとおりであり、2013年度一般会計予算額は12億1,800万円である。前年度より大幅に増額されているが、増加要因はドクターヘリ事業である。

（参考）一般会計予算の推移

2010年度	8,309万円
2011年度	4億7,386万円（8月補正後5億6,096万円）
2012年度	6億5,446万円

#### （7）広域計画

地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき広域計画を定めるとともに、2012年3月には、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全の5分野において、分野別の広域事務計画を策定している。また、最近では次期広域計画中間案（2013年9月21日）、文化振興指針（案）（2013年9月）、関西広域農林水産業ビジョン案（2013年9月）が公表されている。

### 3. 関西広域連合の現状と課題

#### （1）広域連合の意義

広域連合の意義に関して、第一に現状で取り組んでいる広域連携に比べ有効で実効性のあるものなのか、それらと整合が図れるのか、あるいは都道府県の広域連合の場合、基礎的な事務が少なく、事務の実効性は十分であるのか、という疑問がある。

たとえば、淀川水系の水利用や水質保全については、阪神水道企業団が広域水道を担い、あるいは琵琶湖も含めた公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構による広域的な水質保全の活動がある。

また、関西広域機構の事業の一部と特定公益増

進法人大阪湾バイエリア開発推進機構の事業を継承する団体として2011年9月に発足した関西地域振興財団は、広域連合に参加していない三重県・福井県・奈良県も参加し、国際観光・文化振興・情報発信の官民連携事業を引き継ぐとともに、大阪湾バイエリアの活性化に資する調査研究などバイエリア事業に取り組んでいる。

港湾については、国際競争力を確保するため、大阪港・神戸港に関して民営化による一体化が現実的なものとなっている。

こうした現状のなかで、広域連合は「国道や河川とともに港湾の一体的な運営・管理など今後拡充予定」と言っているが、どのように有効に機能するか、既存の連携体との活動の整合性はどうか、という点が不明確であるように思われる。

たしかに、淀川など大河川の総合的な流域管理を目指した流域内連携のための実行手段としては、広域連合が考え得る。大きな流域内には多くの市町村が存在するため、これらの市町村で広域連合を設立するには相当の調整が必要である。その代わりに、関係する都道府県で広域連合を設置するという発想もあり得る。総合的な流域管理というのは、河川管理だけではなく森林保全、農薬利用の管理、土地利用・開発の規制などの基礎的な事務について、流域全体を俯瞰しながら包括的に執行していかなければならない。政策の実効性という観点から、「包括的な」都道府県での広域連合の事務と「基礎的な」市町村との事務との関係整理が課題である。広域的な活動としては、個別分野であるが先に述べた阪神水道企業団や公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構が実効性を発揮しているのではないだろうか。

それでも、関西広域連合は地方自治体の事務のすべてではないが広域的な事務や共通事務を行いながら、政策形成の連携を通じての政治的な発信の場であるという重要な側面を有している。

広域連合の形をとっていない九州知事会の「政策連合」では、分野ごとに幹事県を定め、そこで作られた政策案が知事会に提案され、賛同した県

によって政策が実行されるという柔軟な政策形成手法を採用している。賛同した県に限定されるが、あたかも広域連合同様な行政手法といえる。しかし、関西広域連合のように定期的に知事自らが必ず出席し、議論の後、政策を決定する仕組みと違い、政治的な発信力という点では迫力に欠けるのかもしれない。

結論的に言えば、関西広域連合は基礎的な事務の実効性に制約があり、かつ、議会、委員会があるほか自治法上の地方公共団体であるので、人事委員会など一式の行政機関が重複して必要であるという問題点はあるものの、地方自治の確立を目指し、政策形成の連携を通じて地方から政治的な発信をするという点を、大きく評価するのが妥当であろう。

(2) 組織内外の意見調整など

以前の近畿ブロック知事会は年に2回しか開催されず、知事同士の意思決定の場であるという認識もあまりなかった。関西広域連合は規約改正などに各府県の議会の同意が必要なので時間がかかる面もあるが、知事が定期的（月に一回、原則最終木曜日）に一同に集まり、議論とともに調整しながら意思決定をする。従って、事務レベルで調整しながら合意を得るという方式では時としてあり得る、政策形成の困難性から知事の出席する会

議に提案されないという事態は避けられる。また、知事自身の決断によることで決定に時間がかからないことなどの長があげられる。

多数決という考えもあるが、関西広域連合は現時点では全会一致を原則としているので、各知事の意見が異なるときは決定できない。しかし、ギリギリまでの調整が行われている。たとえば、「大阪市と大阪府から提出された米軍基地の負担軽減を求める決議の場合には、当初滋賀県知事の反対があったものの、調整の結果、連合長名で提出することで合意に達した」という。また、神戸市でのヒアリングの際に、現在の厳しい都市間競争のなかで展開している都市独自の戦略、たとえば神戸市の高度医療によるまちづくり戦略について、関西広域連合全体の戦略として位置づけ、他地域においても展開されることの是非、あるいは施策展開における他地域との調整の困難さが話題となった。関西のように隣接して4指定都市が存在している特徴から生ずる問題である。指定都市間の連携における政策展開の主体の問題、あるいは各々の特色が全体のなかへ「希釈される」、いわば地域と全体のあり様が検討課題であろう。

次に、他の圏域との連携であるが、滋賀県は中部圏の知事会にも参加しているように、他の構成団体も中部圏との連携の必要性についての認識はある。具体的には「東京の一極集中は避けるべき

(図表 1-4) 関西広域連合において順次拡充する事務の例示

	分野	事務の内容
設立当初からの事務の拡充	広域防災	・自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ・府県消防学校の一体的な運営
	広域観光・文化振興	・「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ・「通訳案内士」（全国）の登録等
	広域産業振興	・関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ・公設試験研究機関の一体的な運営（研究テーマの調整など）
	広域医療	・広域的なドクターヘリの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	・カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ・廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	・処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
	広域職員研修	・広域職員研修の段階的拡充
新たに処理する事務	交通・物流基盤整備	・交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究） ・大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	・行政委員会事務の共同実施

(資料) 関西広域連合ホームページより

で、中部圏と関西圏の連携は重要」で、たとえばリニア新幹線の東京から大阪までの早期整備が必要との意見であった。

### （3）所掌事務の拡大

広域連合設立後に整備した主な組織体制は、すでに述べた国出先機関対策委員会、「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」を2013年度中にまとめる予定のエネルギー検討会、広域インフラ検討会、関西全体を特区とした施策の推進を行う関西イノベーション国際戦略総合特区推進室などである。今後、順次拡充する予定の事務について（図表1-4）にその例を示した。

## 4. 道州制について

2006年12月道州制特区推進法が成立し、北海道からの提案に基づき、国から道への権限移譲や規制緩和、条例への委任などを行う仕組みが確立した。総理大臣を長とし、北海道知事も参画する推進本部を設置し、自由度の高い交付金を権限移譲に伴う財源として、福祉・環境・観光など生活の利便性向上や経済の活性化につながる事項と、権限委譲や事業の委譲により二重行政の解消につながる事項について権限移譲が実現している。

しかし、道州制特区は国から道への権限委譲というレベルであり、地方自治体制度の再編成というものとは趣が異なる。ここでは関西広域連合における道州制の議論を紹介する。

### （1）広域連合と道州制との関係

関西広域連合は府県との併存を前提とした、設置根拠も道州とは異なる組織であり、事務局は関西広域連合がそのまま道州に転化するものではないと言明している。そして、関西においては、現行制度のもとでの府県の主体的な取り組みにより、府県では受けることのできない広域的な事務、権限の受け皿となる広域連合制度の活用を目指している。さらに道州制については、政府・与党で検討を進める動きがあるが、国主導の中央集権

型道州制にならないよう、地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言していきたいとしている。

### （2）「道州制のあり方研究会」について

政府が今後進めると思われる道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出し、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方や道州制基本法案の問題点など演えき的な議論も並行して行うために、2013年3月に4名の学識経験者からなる同研究会が設立され、同年7月に中間報告が提出された。

道州制の検討にあたっては、道州制導入目的の明確化、住民自治の観点からの国と基礎自治体の担うべき役割分担と分権・分散型道州制の可能性、小規模市町村の補完と大都市の位置づけ、財政調整機能の確保、住民への分かり易い情報などに留意する必要があるとし、①河川管理、②産業振興、③インフラ整備、④森林保全、⑤大都市と小規模市町村の具体的な5テーマについて検討が進められた。このなかで、大都市についていえば、特別自治市などに都道府県の権限を委譲し、周辺の市町村と連携して広域行政を行うべきとの指定都市の主張もあり、基礎的な自治体のあり方についてはまだまだ議論が必要であろう。

中間報告以降の研究会の方向性としては、府県民生活により直接的な影響があるナショナル・ミニマム（社会保障や教育など）に係る分野や税財源・財政調整などについても検討を加えるとしている。さらに、議論の対象とすることが可能であれば、関西の事情に合った広域自治制度とは何か、関西にとって「これだけは困る」というような道州があるのか、関西の提案が、単に関西の住民や事業者のためだけでなく、日本や世界に対していかに貢献できるかという視点で制度構想の意義を打ち出せるか、という点にまで広げる意向である。こうした議論を通じて、できれば国や市町村との関係やガバナンスのあり方といった観点から、道州をはじめとした広域自治体の想定し得るバリエーションについても最終報告で示すとしている。あくまで道州制ありきの議論ではなく、住民自治の

充実という観点での検討が進められている。

## 5. まとめ

2府5県4市によって構成されている関西広域連合の特徴は、11人の首長が定期的集まり、しっかりした議論と粘り強い調整に基づき決定していく機関であるということである。その徹底した政策議論に基づく関西全体の政治的発信力は相当強烈である。

また、指定都市を除いて基礎的な自治体とはいがたい地方自治体によって構成されているため、個別分野における広域連携の実効性と、住民自治の観点から国、都道府県と市町村の役割分担について具体的に検討している「道州制のあり方研究会」については、ともに今後の対応を注視していきたい。



## 第2章 豊川流域と東三河広域連合（仮称）

ヒアリング日：2013年7月1日（月）

ヒアリング場所：豊橋市役所

先方：稲田浩三氏（豊橋市企画部政策企画課長）

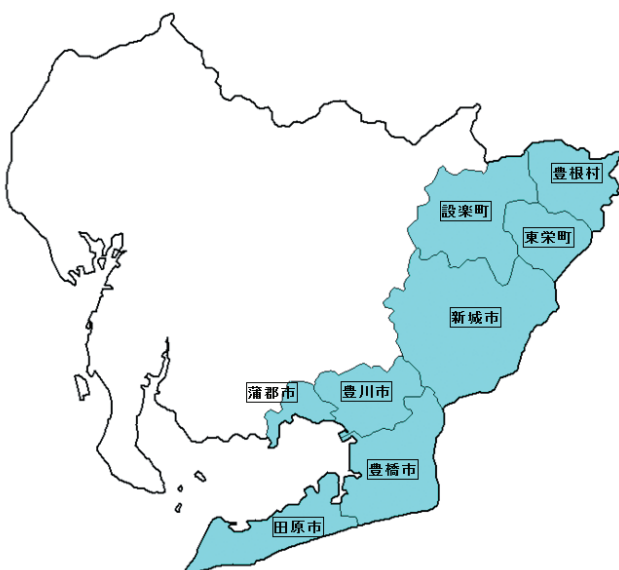
廣地学氏（東三河広域協議会広域連合設立準備室室長補佐）

### 1. 地域（圏域）の概要

#### （1）豊川流域と東三河地域

東三河地域は、愛知県の東部に位置し、北は千メートルを超える茶臼山や明神山などの山々から、南は太平洋へ至る多様な自然に富む地域である（図表2-1）。そして、豊川流域を中心とした、古くから社会的、経済的に一体性の強い地域ともいわれている。豊川は、その源を段戸山（愛知県北設楽郡設楽町）に発し、山間溪流を流れて新城市で宇連川と合流後、豊橋平野に出て豊川市で豊川放水路を分派し豊橋市内を流れて三河湾に注ぐ、延長77km、流域面積724km<sup>2</sup>の一級河川である。厳密な意味での豊川流域は、豊橋市、豊川市、新城市、設楽町の4市町であるが、蒲郡市には豊川の西部幹線水路が、田原市には東部幹線水路が延びており、蒲郡市、田原市も豊川水系に含まれる。

（図表2-1）東三河地域の位置図



（資料）中部社研作成

また、東栄町や豊根村は天竜川水系であるが、導水路を通じて豊川に水を供給している。このように、東三河8市町村は豊川の水でつながっている地域であり、「東三河は運命共同体」あるいは「東三河はひとつ」といわれるように、圏域として密接に結びついている。

この地域は、古くは繊維産業や木材・木製品工業が発展し、近年は三河港の港湾機能を利用した臨海工業地域を形成し、日・欧自動車メーカーの輸出入基地など多様な業種構成を特徴とした工業地域へと発展している。また、豊かな自然と温暖な気候に恵まれており、豊川を利用しての露地野菜、果樹、畜産などが盛んな地域でもある。しかし、面積の約9割を森林が占め、過疎・高齢化が進行する北部地域と、三河湾に面した都市域と農業地域が混在する南部地域に大きく分かれ、それぞれの地域特性に根差したさまざまな課題を有している地域ともいえる。

#### （2）東三河8市町村について

愛知県内を東三河地域と西三河地域、尾張地域に分けてみると、人口比ではおよそ東三河：西三河：尾張で1：2：7、面積比では1：1：1となっている。統計データをみると、中核市である豊橋市を含む東三河8市町村の人口合計は760,171人で、面積合計は1,720.03km<sup>2</sup>（いずれも2010年10月1日現在）となっている（図表2-2）。これを都道府県別データと比較してみると、人口では44位の徳島県の次、面積では最下位に位置している（図表2-3）。しかし、東三河8市町村の製造業出荷額合計は約4兆円（2010年）、農業産出額合計は1,531億円（2006年）に達しており、これらについては都道府県別データの中位に位置す

(図表 2 - 2) 東三河地域の人口・面積・製造業出荷額・年間商品販売額・農業産出額・事業所数

	2012年人口 (人)	2012年面積 (km <sup>2</sup> )	2010年 製造業出荷額 (万円)	2007年 年間商品販売額 (万円)	2006年 農業産出額 (億円)	2009年 事業所数 (事業所)
豊橋市	375,291	261.35	115,029,835	1,242,374	473.8	18,212
豊川市	181,150	160.79	82,684,004	274,720	136.8	7,234
(旧) 宝飯郡小坂井町*	—	—	—	23,243	18.5	802
蒲郡市	81,496	56.81	21,579,009	155,090	75.1	4,517
新城市	48,656	499.00	28,732,863	52,934	64.2	2,575
田原市	63,313	188.81	151,434,644	110,893	724.4	2,865
北設楽郡設楽町	5,433	273.96	612,565	3,333	32.1	407
北設楽郡東栄町	3,595	123.40	169,964	3,113	5.1	292
北設楽郡豊根村	1,237	155.91	15,983	532	1.1	122
東三河地域計	760,171	1,720.03	400,258,867	1,866,232	1,531.1	37,026

(注) 宝飯郡小坂井町は、2010年2月1日に豊川市へ編入合併された。

(資料) ① 2012年人口 … 市長村人口は「あいちの人口(推計) 2012年10月1日現在」による。

② 2012年面積 … 国土地理院「平成24年全国都道府県市区町村別面積調 (2012年10月1日現在)」による。

③ 2010年製造業出荷額 … 経済産業省「平成22年工業統計表」による。

④ 2007年年間商品販売額 … 経済産業省「平成19年商業統計」による。

⑤ 2006年農業産出額 … 農林水産省「平成18年生産農業所得統計」による。

⑥ 2009年事業所数 … 経済産業省「平成21年経済センサス」による。

(図表 2 - 3) 都道府県別の人口・面積・製造業出荷額・農業産出額と東三河地域の比較

都道府県別の人口 (2012年)			都道府県別の面積 (2012年)			都道府県別の製造業出荷額 (2010年)			都道府県別の農業産出額 (2006年)		
順位	都道府県	(人)	順位	都道府県	(km <sup>2</sup> )	順位	都道府県	(万円)	順位	都道府県	(億円)
1位	東京都	13,229,598	1位	北海道	78,420.92	1位	愛知県	3,821,082,554	1位	北海道	10,527
2位	神奈川県	9,066,947	2位	岩手県	15,278.89	2位	神奈川県	1,724,668,311	2位	鹿児島県	4,079
3位	大阪府	8,855,918	3位	福島県	13,782.76	3位	静岡県	1,579,310,901	3位	千葉県	4,014
4位	愛知県	7,427,108	4位	長野県	13,562.23						
5位	埼玉県	7,212,182	5位	新潟県	12,583.84	24位	大分県	407,913,990	20位	秋田県	1,861
							<b>東三河地域</b>	<b>400,258,867</b>		<b>東三河地域</b>	<b>1,531</b>
44位	徳島県	775,516	44位	沖縄県	2,276.64	25位	愛媛県	379,238,236	21位	兵庫県	1,462
	<b>東三河地域</b>	<b>760,171</b>	45位	東京都	2,188.67						
45位	高知県	751,641	46位	大阪府	1,901.42	45位	鳥取県	84,277,056	45位	奈良県	476
46位	島根県	706,822	47位	香川県	1,876.55	46位	沖縄県	56,546,014	46位	大阪府	336
47位	鳥取県	581,784		<b>東三河地域</b>	<b>1,720.03</b>	47位	高知県	46,806,258	47位	東京都	278

(資料) 都道府県別の人口は総務省統計局「平成24年推計人口 (2012年10月1日現在)」、その他は(図表 2 - 2)と同じ。

ることから、いわゆる普通の県並みの力がある地域といえよう。

### (3) 三遠南信地域

三遠南信地域は、豊川、天竜川の両河川の流域を指しており、愛知県東部の東三河地域を「三」、静岡県西部の遠州地域を「遠」、長野県南部の南信州地域を「南信」とした、3県の県境にまたがる地域である。この地域は、古くは盛んであった舟運とともに「塩の道(塩や生糸の流通)」などを通じて歴史的にも活発に交流が行われ、お互いの地域発展や生活、文化の向上に影響を及ぼし合ってきた。今回は、その三遠南信地域の一角を

占める東三河地域において現在検討が進められている広域連合構想に焦点を絞り、事例研究を進めることとした。

## 2. 東三河地域の広域連携

### (1) 東三河広域協議会について

#### ア. 沿革・組織・事業内容

1992年5月、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(以下、地方拠点法)」が制定された。地方拠点法は、「地方拠点都市地域(地域社会の中心となる地方都市とその周辺市町村からなる地域)」について、都市

機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を推進し、これにより、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することを目的としている。

東三河広域協議会は、東三河地域が地方拠点都市地域に指定されたことを受け、1993年4月に東三河地方拠点都市地域整備推進協議会（当時19市町村）として設立された。当初、この協議会は「21世紀のライフスタイルをリードする『生活の都』づくり」を目指した交流連携事業を行っていた。しかし、2005年の愛知万博以降は、交流活動は醸成されてきたとして広域連携のプラットフォームとして使われることとなった。2007年5月には名称も「東三河広域協議会」へと変更され、従来の交流連携活動に加え、地域が共通して抱える広域課題の検討・研究に積極的に取り組むようになった。

東三河広域協議会の正会員は、東三河地域の市町村長8名をもって組織されており、賛助会員は、東三河地域の市町村議会の議長ならびに商工会議所会頭・商工会会長の22名をもって組織されている（2013年9月末現在）。役員は会長2名、副会長5名以内、監事2名で、任期は2年となっている。また、事務局は会長の属する地方公共団体に置かれるため、設立以来豊橋市に置かれている。そして、東三河広域協議会が担任する事務としては以下のものがある。

①東三河地域の課題解決のための協議、検討および政策調整を図ること。

②地方拠点法に基づく東三河地方拠点都市地域整備基本計画の推進および進行管理に関すること。

③広域連携の推進および地域全体の振興整備促進に関すること。

#### イ。「東三河広域体制・連携事業検討会」について

東三河広域協議会では、これまで「広域合併・道州制研究会（2007年～2008年）」、「東三河の将来像研究会（2009年～2010年）」などにより、さまざまな広域連携に関する研究が行われてきた。

そして、2011年7月には「東三河広域体制・連携事業検討会」が設置され、東三河地域における新たな広域連携体制およびその枠組みで実施する事務や事業についての検討が進められた。

その検討会が2013年3月に公表した最終報告書では、「一部事務組合」や「定住自立圏」などさまざまな広域連携の仕組みがあるなかで、「広域連合」を東三河地域における新たな広域連携体制の有力な選択肢としている。さらに、「東三河広域連合（仮称）」の制度概要、候補事務、設立に向けたスケジュールや今後の推進体制などもまとめられている。

## （2）東三河広域連合（仮称）について

### ア. 地域の共通認識

東三河広域連合（仮称）の基本的な考え方は、将来にわたって東三河地域が持続的な発展を続けていくためには、「東三河はひとつ」との共通認識を持ちながら地域一体となって圏域としての存在感を示していく必要があるというものである。

### イ. 広域連合の設置目的

その設置目的は、①新たな地方行政のトップランナーを目指す、②東三河がスクラムを組んで地域力を高める、ということである。特に①では、基礎自治体の共同体としては全国に例のない総合的な広域連合を作り、東三河から全国に向けて新たな地方行政の形を発信するとしている。既存の広域連合のなかには、廃棄物処理や後期高齢者医療など特定の事務のみを共同処理するために作られたものは多く存在する。しかし、事務局としては、「もっと総合的な広域連合を目指しており、関西広域連合の市町村版のような形を考えています。」とのことである。

### ウ. 広域連合の取り組みのねらい

広域連合の取り組みのねらいには、①東三河の新たな広域行政を展開する、②権限の移譲を受けて地方分権改革を進める、③既存の事務を共同処理して事務の効率化を図る、という三本柱がある。①は、新産業の創出、海外をターゲットにした観光の推進、新エネルギーや人材育成など、ひとつ

(図表 2 - 4) 東三河広域連合(仮称)で取り組む

区分	第 1 期 (設立後 3 年以内に取り組む事務)	区分	第 2 期 (4 年目以降に取り組む事務)
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三遠兩信地域連携ビジョンの推進等</li> <li>・東三河産業振興ビジョンの作成及び推進</li> <li>・東三河広域観光ビジョンの作成及び推進</li> <li>・東三河広域新エネルギービジョンの作成及び推進</li> <li>・ほの国子どもパスポート、ほの国東三河WAON等</li> </ul>	事業部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度全体の統合</li> <li>・保健所の移管</li> <li>・児童(更生)相談所の移管</li> <li>・総合防災拠点施設の整備</li> <li>・消防防災ヘリの導入</li> <li>・山村都市交流拠点施設の整備・管理</li> <li>・農地転用許可権限の移譲</li> <li>・建築確認申請事務の移譲</li> <li>・水道業務の共同化(管理の一本化、施設の共同化)</li> <li>・小中学校教職員研修権限の移譲</li> <li>・圏域全体の特別支援学校の管理</li> <li>・動物保護管理センターの移管</li> <li>・三河湾の管理及び経営(ソフト)</li> <li>・三河湾の整備及び機能強化(ハード)</li> <li>・都市計画区域の指定権限の移譲</li> <li>・市街化区域・市街化調整区域の線引き権限の移譲</li> <li>・指定区間の 1 級・2 級河川の整備及び維持管理権限の移譲</li> <li>・水道事業の経営統合</li> <li>・農業試験場の移管</li> <li>・小中学校教職員の採用及び任免権限の移譲 ほか</li> </ul>
事業部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会の共同設置及び運営</li> <li>・障害者区分認定審査会の共同設置及び運営</li> <li>・診療報酬明細書点検事務の共同処理</li> <li>・監査委員事務局の一本化</li> <li>・社会福祉施設等指導監査事務の共同処理</li> <li>・東三河滞納整理機構の移管</li> <li>・消費生活相談、多重債務者相談の共同処理</li> <li>・東三河地域防災協議会の移管</li> <li>・航空写真の共同撮影、DMデータの作成</li> <li>・農林水産対策事務の共同処理</li> <li>・公共施設の共同利用 ほか</li> </ul>		

(資料) 東三河広域協議会(平成25年3月)「東三河広域体制・連携事業検討会【最終報告書】」

の市町村ではできないことを地域の方でやっ  
ていこうというものである。②は、国や県から積極  
的に権限の移譲を受けていこうというものである。  
事務処理の特例に関する条例のような事務的に下  
される権限ではなくて、広域連合の側からより住  
民サービスの向上につながる権限移譲を県などに  
求めていくとしている。③は広域連合として一般  
的に実施されているものであり、特に①と②を積  
極的に進めていきたいとのことである。

エ. 取り組みのイメージ

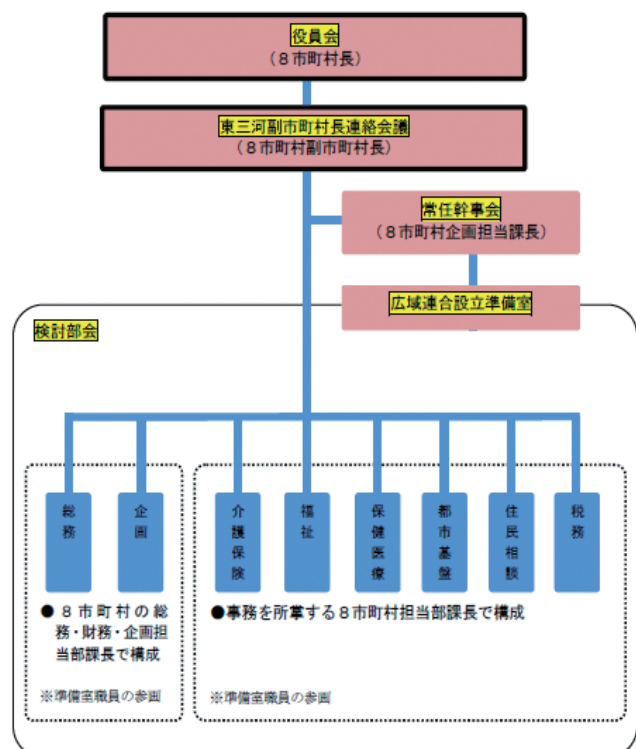
検討会では、広域連合で実施する可能性のある  
個別の事務について、東三河 8 市町村における全  
事業事務を対象に適合性、有効性、実現性などさ  
まざまな視点から洗い出し作業を行った。そして、  
広域連合設立後 3 年以内に取り組むものを第 1 期、  
4 年目以降に取り組むものを第 2 期として整理し  
ている(図表 2 - 4)。第 1 期では、既存の市町  
村事務の共同処理を中心に取り組むとしている。  
第 2 期では、県からの権限移譲を伴うものや規模  
の大きな事務に取り組む予定である。その理由と  
しては、体制や財源など実現に必要な環境が整う  
までに、あるいは関係機関との協議調整に時間を  
要するためと考えられる。ただ、三河湾の管理や  
整備、水道事業の経営統合など、例示の後半には  
かなりハードルが高いものも含まれている。さら  
に、これらの事務はあくまで報告書作成時点での

想定であり、東三河 8 市町村で合意されたもの  
ではないとのことである。

オ. 設立スケジュールと推進体制

2013年4月、東三河広域協議会のなかに「広域  
連合設立準備室」が設置された(図表 2 - 5)。  
そして、「介護保険」や「福祉」など分野ごとに  
各市町村の担当部課長で構成する「検討部会」が

(図表 2 - 5) 東三河広域連合(仮称)推進体制のイメージ図



(資料) (図表 2 - 4) と同じ

(図表 2 - 6) 広域連合の分類

	2以上の都道府県にわたるもの		1 都道府県内のもの				合計 (a+b+c+d)	
	都道府県・市町村相互間 (a)	市町村相互間 (b)	都道府県・市町村相互間 (c)	市町村相互間 (d)	うち全市町村	うち町村のみ		その他
廃棄物処理広域連合	0	0	0	4	0	1	3	4
後期高齢者医療広域連合	0	0	0	47	47	0	0	47
地方税滞納整理機構 (地方税機構)	0	0	3	0	0	0	0	3
資源化広域連合	0	0	0	1	0	0	1	1
介護保険広域連合	0	0	0	3	0	0	3	3
人づくり広域連合	0	0	1	1	1	0	0	2
公立大学広域連合	0	0	0	1	0	0	1	1
事業名が入った広域連合 (小計)	0	0	4	57	48	1	8	61
事業名が入っていない広域連合	1	0	1	52	0	14	38	54
合計	1	0	5	109	48	15	46	115

(資料) 総務省資料「広域連合一覧 (平成25年 4月 1日現在)」から中部社研作成

設けられ、広域連合で取り組むべき事務の詳細な検討が行われている。ヒアリング訪問の時点では、調整や準備などを行っている最中とのことであった。

今後、東三河 8 市町村の協議が円滑に進めば、最短で2014年度中には広域連合の設立が可能となる。そのためには、組織の内容、処理する事務、経費支弁の方法など、特別地方公共団体である広域連合を設立するために必要な事項について具体的な検討を行いながら準備を進めていく必要がある。特に、東三河広域連合 (仮称) は多数の事務実施を想定しており、相応の準備期間も必要とみられる。

#### カ. 東三河広域連合 (仮称) の特徴と課題

2013年 4月 1日現在で広域連合は全国に115件設置されている (図表 2 - 6)。そのうち、2以上の都道府県にわたるものは第 1 章でみた関西広域連合のみであり、その他は 1 都道府県内のものである。そして、広域連合のなかには、ゴミ処理や高齢者医療など特定の事業のみを共同処理するために設置されているものも少なくない。現実の事業実態がどうかまでの調査は困難であるが、たとえば「愛知県後期高齢者医療広域連合」のように広域連合名に事業名が入ったものを集計すると、全115件中61件と過半数に及ぶ。残りの広域連合については、たとえば「関西広域連合」のように地域名などが付されたものが多く、外形的には複数の事業を実施しているとみられる。そして、その都道府県別の内訳をみると、長野県や北海道など一部の地域に集中していることが分かる (図表 2 - 7)。

(図表 2 - 7) 事業名が入っていない広域連合 (市町村相互間) の内訳

都道府県	広域連合数	都道府県	広域連合数
北海道	7	滋賀	0
青森	2	京都	1
岩手	2	大阪	1
宮城	0	兵庫	0
秋田	0	奈良	1
山形	1	和歌山	0
福島	0	鳥取	2
茨城	0	島根	1
栃木	0	岡山	0
群馬	0	広島	0
埼玉	0	山口	0
千葉	0	徳島	2
東京	0	香川	0
神奈川	0	愛媛	0
新潟	0	高知	1
富山	0	福岡	0
石川	0	佐賀	1
福井	1	長崎	0
山梨	1	熊本	4
長野	10	大分	1
岐阜	4	宮崎	1
静岡	0	鹿児島	1
愛知	2	沖縄	0
三重	5	合計	52

(資料) (図表 2 - 6) と同じ

#### a. 特徴

2014年度中の設立を目指している東三河広域連合 (仮称) の特徴は、設置目的にも触れられているが、「関西広域連合の市町村版のような総合的な広域連合」ということである。そして、もうひとつの大きな特徴は、豊橋市のような中核市が入った比較的規模の大きい広域連合ということである。過去に調査した長野県の「木曾広域連合」や「南信州広域連合」も複数の事業を実施している総合的な広域連合であるが、規模はそれほど大きくない。県内全市町村などの場合を除き、指定都市が入っている広域連合は熊本市が入った「宇城広域連合」だけであるが、市町村合併により構成団体

(図表 2 - 8) 東三河 8 市町村の連携

No.	団体名	構成	事務局	担当課	ジャンル	設置根拠
1	広域地域医療研究会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	豊橋市健康政策課	健康政策課	健康	公共任意
2	東三河広報広聴担当者研修	東三河 8 市町村の広報広聴担当当局	田原市（輪番制）	広報広聴課	その他	公共任意
3	東三河籍住基外国人登録事務協議会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	豊橋市	市民課	その他	公共任意
4	災害時における相互応援	東三河地区 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、根村）		消防救急課	安全・防災	国・法律
5	東三河地域交通安全対策推進連絡協議会	東三河 8 市町村、東三河 6 警察署、愛知県地域安全課、愛知県警察交通総務課	豊橋市役所 文化市民部 安全生活課	安全生活課	安全・防災	公共任意
6	東三河縦貫道路建設促進期成同盟会	正会員 東三河 8 市町村の首長及び議長、東三河地域内の商工会議所会頭および商工会会長、農業協同組合代表理事組合長賛助会員 東三河地域内の森林組合長、豊橋土地改良区連合協議会会長、豊川総合用水土地改良区理事長ならびに各市町土地改良区理事長	豊橋市 道路建設課	道路建設課	基盤整備	公共任意
7	最終処分場に関する調査研究会	民間団体、市町村関係部課長	豊橋市	環境政策課	市民生活	民間主体
8	東三河公民館連合会	愛知県東三河の地域の公民館	東三河 5 市輪番制	生涯学習課	生涯学習・教育	公共任意
9	東三河市町村議会議長協議会	東三河 8 市町村の正副議長	東三河 5 市輪番制	議）庶務課	全般	公共任意
10	東三河広域協議会	東三河 8 市町村長、議長、商工会議所会頭・商工会長	豊橋市	政策企画課	全般	国・法律
11	東三河統計研究協議会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河 8 市町村輪番制	行政課	その他	県・条例
12	更生保護法人東三河更生保護会	東三河の更生保護会	更生保護法人東三河更生保護会	福祉政策課	福祉	民間団体
13	東三河地域防災協議会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、（顧問）国立大学法人豊橋技術科学大学、愛知工科大学、学校法人藤ノ花学園、学校法人愛知大学	豊橋市防災危機管理課	防災危機管理課	安全・防災	公共任意
14	東三河広域協議会合同研修会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	豊橋市	人事課・政策企画課	全般	公共任意
15	愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル 東三河地区実行委員会	愛知県及び東三河 8 市町村並びに関係競技団体	愛知県東三河教育事務所	スポーツ課	生涯学習・教育	県・条例
16	東三河広域情報システム研究会	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	豊橋市総務部情報企画課	情報企画課	基盤整備	公共任意

(資料) 豊橋市企画部政策企画課「広域都市連携の状況」平成24年度

が大きく変更されており、2008年10月に熊本市が旧富合町を合併したために加入したという経緯がある。中核市では函館市と長野市が入った広域連合があるが、「函館圏公立大学広域連合」は公立大学法人の設立および設立団体の事務を主な事業としており、総合的な広域連合とは言い難い。唯一、「長野広域連合」だけは複数事業を実施している。そして、広域連合名に事業名が入っていないものは「関西広域連合」と島根県が入った「隠岐広域連合」を除けば52件であるが、そのうち市が参加しておらず町村のみの広域連合が14件もある。このように、特定の事業のみを対象としない広域連合については、ほとんどが小規模な市町村による連携となっている。

## b. 課題

東三河 8 市町村において広域連合設置についての合意ができて設立準備組織も立ち上げられてい

るが、東三河広域連合（仮称）の実現に向けた課題は多い。「総論賛成、各論反対」という言葉があるとおり、広域連合で取り組むべき事業ならびに一部の首長が主張する連合長の直接選挙については、調整が相当難航しているとのことである。構成自治体が地域エゴを抑え、「東三河はひとつ」という共通認識を確固たるものにできるか否かが問われるであろう。「関西広域連合」では、毎月1回、連合委員会で地域のトップが集うことにより圏域全体の意思決定が行われている。東三河広域連合（仮称）の実現に向けても、引き続き定期的に東三河広域協議会などを開催し、地域のトップ同士が課題解決に向けて議論し向き合うことが望まれる。

(3) 東三河地域におけるその他の広域連携について

## ア. 東三河8市町村の連携

東三河地域の広域連携として、代表的な東三河広域協議会、東三河広域連合（仮称）構想についてみてきたが、それ以外にも（図表2-8）のとおり多くの連携体が存在している。そのほとんどは、法律や条例に基づいたものではなく公共団体間の合意によるものであり、特定の連携分野（ジャンル）に特化したものが多い。

## イ. 東三河県庁と東三河ビジョン協議会

最近の東三河地域の広域連携では、愛知県の活動も注目されている。愛知県では、県全体の発展を考えるうえで東三河地域の発展が欠かせないと認識から、2012年4月に東三河県庁を設置した。東三河地域には南部の4市を所管する東三河県民事務所と北部の4市町村を所管する新城設楽山村振興事務所が設置されていたが、この両事務所を一元化し、新たに「東三河総局」に再編したものである。担当副知事の下、東三河地域内の機関が一体となって東三河の振興に取り組むネットワーク型の推進体制であり、企画調整部門が新設された。

東三河県庁の主導により、東三河地域の振興施策について、地元の市町村や民間組織などが県と協議を行う「東三河ビジョン協議会」が開催された。そして2013年3月、その協議会において、東三河が目指すべき10年後の将来像やその実現に向けて重点的に取り組む施策の方向性を明らかにする「東三河振興ビジョン（将来ビジョン）」が策定された。

こうした動きは、東三河広域連合（仮称）の設立準備の動きと軌を一にしたものに見えるが、今回のヒアリングによれば、「東三河広域連合（仮称）の構想と東三河県庁の設置は、まったくリンクしておらず、たまたま時期が重なっただけです。」との説明であった。ただ、双方とも「東三河はひとつ」という共通認識の違いはなく、今後さらなる連携・協働が期待される。

## 3. まとめ

広域連合は、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務について、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するために設置されるものである。東三河広域連合（仮称）は、単なる事務の共同処理だけではなく、第2期では「三河湾の管理・整備」、「山村都市交流拠点施設の整備・管理」、「圏域全体の特別支援学校の管理」などについても取り組む予定としている。これらの事業は、「東三河がスクラムを組んで地域力を高める」という設置目的に資するものとして大いに期待される。ただ、現時点では例示に過ぎず、取り組むべき事業として決定されるためには各首長や関係機関との間で十分議論・調整される必要がある。

また、以前調査した「南信州広域連合」では、広域連合の課題として各首長による合議制という問題点が指摘された。財政面が厳しい小規模な自治体に対して、圏域全体のことを考えて負担を依頼する場合などには、調整に時間を要してスピード感を持って各課題に取り組むことが難しいという点である。南信州では、広域連合と定住自立圏を柔軟に使い分けて課題を克服しているとのことであった。一方、関西広域連合によれば、各首長の合議こそが重要とのことである。地域のナンバーツーやナンバースリーではなく、トップが毎月集まることにより機関決定され、それにより圏域全体が一体として動くことができる。そして、関西広域連合の強烈的な情報発信力の根底にある各首長の決断力とともに、この連合委員会の議事などをすべてインターネット上で公開している点にも注目すべきである。東三河広域連合（仮称）の実現に向けては、地域のトップの合議によるだけでなく、その決定過程などの情報公開を徹底し、圏域全体で議論を盛り上げていくことが必要ではないだろうか。

## 最後に

以上、関西広域連合および東三河広域連合（仮称）構想に関する調査結果を報告した。2013年度後半は、三遠南信地域の連携事例を調査するとともに、海外事例や流域圏での交流・連携事例についても調査を進める予定である。